

(趣旨)

第1条 この規則は、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金で別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令及び予算の定め並びに補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

- 2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が定める事項

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業等に係る収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める書類

3 市長は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める事項

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定

める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告又は調査)

第11条 市長は、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(補助事業等の遂行の指示等)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する実績報告書等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含

む。)は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から14日以内に行わなければならない。

（補助金等の額の確定）

第14条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。ただし、確定した額が第5条第1項の規定により交付の決定をした際の額と同額である場合は、当該通知を省略することができるものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

- 2 第13条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

（決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、第14条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命じなければならない。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長

の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、旧喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成4年喜多方市規則第25号）、旧熱塩加納村補助金等の交付に関する規則（昭和49年熱塩加納村規則第5号）、旧塩川町補助金等の交付等に関する規則（平成2年塩川町規則第10号）、旧山都町補助金等の交付等に関する規則（昭和57年山都町規則第9号）、又は高郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和46年高郷村規則第3号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。